

なくす会ニュースレター

330-0064

さいたま市浦和区岸町7-11-5

Tel048-844-8972

Fax048-829-7444

nakusukai.01@saitama-k.com



第20回通常総会のご案内

- ❖ 今年度は、新型コロナウイルス対策を取りつつ、会場にてご参加いただけるよう準備を進めております。
- ❖ オンライン（Zoom）でのリアルタイム配信も予定しております。
- ❖ 傍聴を希望される場合はなるべくオンラインでの参加をお願いいたします。

正会員の皆様へ

- ◆ 議案書一式及び参加方法の詳細は、6月初旬に順次会員の皆さまにお送りいたします。

傍聴を希望する賛助会員の皆様へ

- ◆ 6月中旬にお送りする総会案内に同封する申込書またはメールにてお申込みください。

1. 日時：2023年6月20日（火） 10:00～11:10（予定）
2. 会場：埼玉会館3C会議室及びオンライン（Zoom）
3. 議題：

第1号議案	2022年度事業報告並びに活動決算承認の件 監査報告
第2号議案	定款一部改訂の件
第3号議案	役員補充選任の件
報告	2023年度事業計画と活動予算 検討委員会報告、活動委員会の活動報告

【記念講演のご案内】 総会終了後に開催します（11時30分開始、12時30分終了予定）
記念講演のみの参加も可能です（オンラインのみ）。

テーマ：「広告があなたを、狙い撃ち！」

講師：笠井 北斗さん（一般社団法人日本アフィリエイト協議会 代表理事）

スマホやパソコンで目にする広告の多くは、あなただけに表示される「ターゲティング広告」と呼ばれるものです。そのしくみとともに、何に注意すべきなのか、学びます。

会員以外の方のお申込み方法：

申込締切：6月16日（金）要予約 <https://forms.gle/sr5UHSmVnoty2qgYA>

または右記二次元コード、メール (nakusukai.05@saitama-k.com) にてお申込みください。



＝アンケート・めやすばこ《No.1表示について》の結果がまとまりました＝
 イメージ調査による「No.1表示」も多いため、注釈を良く読むようにしましょう。

実際に商品やサービスを利用したかどうかは問わない「イメージ調査」による、「満足度1位」「口コミ評価1位」が問題となっています。



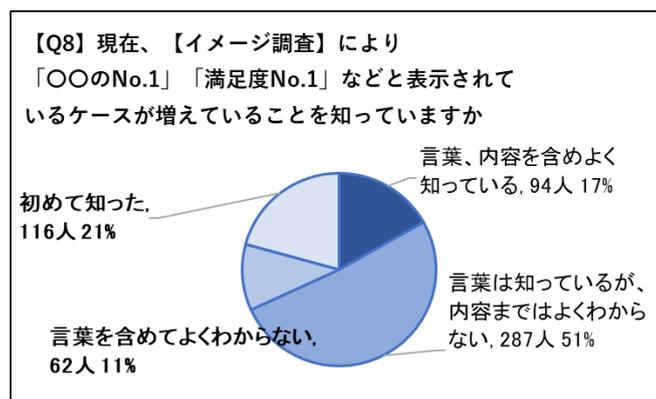
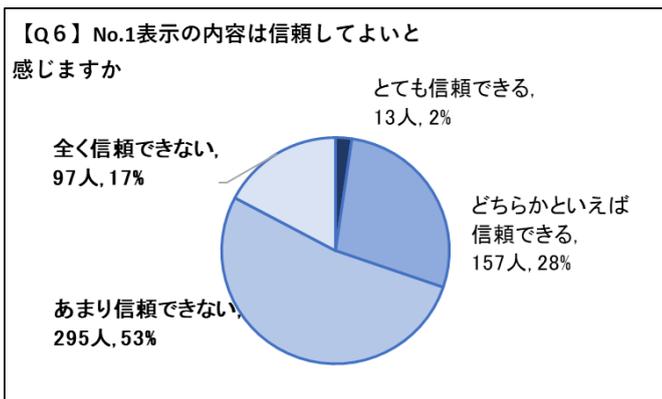
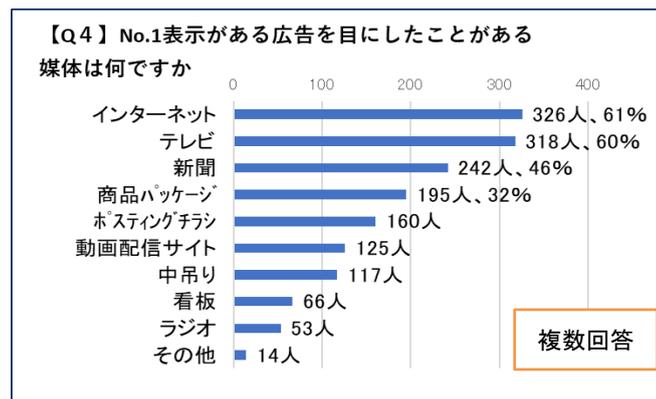
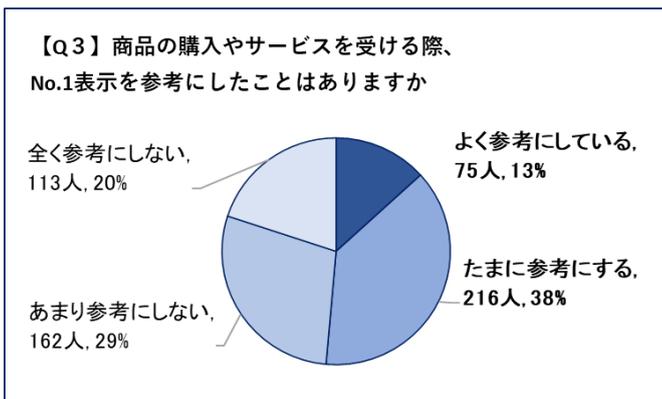
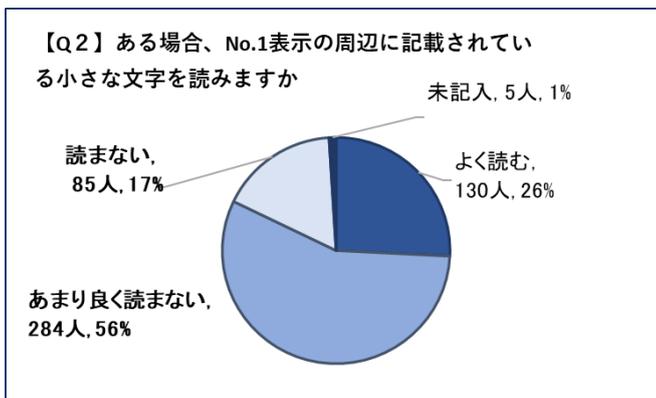
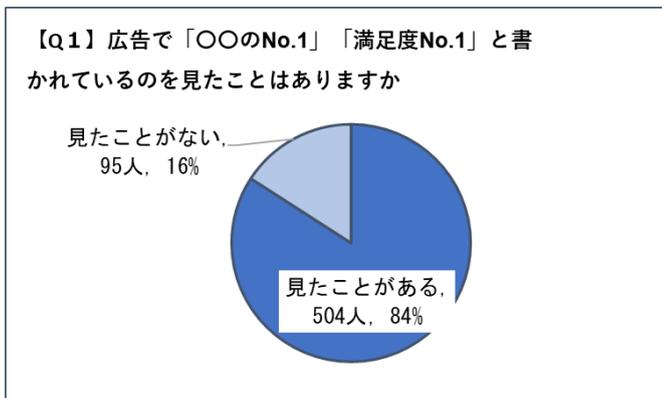
2023年度のアンケートでは、イメージ調査に関する注意喚起もかねて一般消費者を対象として実施し、紙の調査用紙およびインターネットフォームにより599枚の回答がありました。

まとめ全文はこちら：http://saitamahigainakusukai.or.jp/topics/230407_01.html
 または右記二次元コード



「アンケート・めやすばこ」とは…消費者の皆様への周知啓発・注意喚起および、消費者被害の把握を目的として実施しています。前身の「埼玉・商品被害をなくす連絡会」が1996年より開始し、継続して毎年テーマを変えて行っています。

【まとめ（概要）】



アンケートから見えてきたこと

- No. 1 表示の近くにある小さな文字を「あまり読まない」「読まない」との回答が約 7 割だったにもかかわらず、商品の購入やサービスを受ける際に「よく参考にしている」「たまに参考にする」との回答が半数を占めている。なおかつ、No. 1 表示の内容は「とても信頼できる」「どちらかといえば信頼できる」との回答が約 3 割であった。
- 「イメージ調査による No. 1 表示」が社会問題化されているが、No. 1 表示に惹きつけられる消費者がいかに多いかという結果だと思われる。
- No. 1 表示がある広告として、商品パッケージとの回答が 3 割強あった。商品パッケージも「広告」とみなされることから、注視していく必要がある。
- No. 1 表示の内容について、約 3 割の消費者が「信頼できる」と回答していることを重く受け止め、広告内容の規制や掲載基準の強化が必要。
- No. 1 表示を参考にし、商品を購入したりサービスを受けたりした結果「書いてある効果などないと感じた」との回答が 71 人あったが、景品表示法上の「優良誤認」にあたる広告が含まれている可能性がある。

「イメージ調査」により No. 1 などと謳われているケースが増えていることについて、8 割以上の方がイメージ調査についてよく知らないにも関わらず、半数以上の消費者が商品の購入やサービスを受ける際に No. 1 表示を参考にしていると答えています。言葉や内容についてよくわからないまま、広告の内容を信用して購入や契約につなげるケースが一定程度あることを示しています。

No. 1 表示が、業界や法律で一定のルールの下に数値化されているものではない現状、受け手の消費者に No. 1 表示の意味が誤認なく伝わる必要があります。No. 1 表示周辺に記載されている小さな文字などの広告の詳細をよく読むことで、その No. 1 表示が「公正な調査によるもの」か「イメージ調査などによるもの」かの判断につなげることができると思われることから、その部分の文字が小さくて読めない、目に入らないというのはあってはなりません。法規制や事業者の自主的な改善に期待するとともに、消費者に対しても更なる啓発が必要であると考えます。

消費者の皆様へ 気を付けていただきたいこと

身の回りのあふれる「今だけお得!」「満足度1位!」などのたくさんの広告。でも鵜呑みにしてはいけません。No.1 表示や価格の近くにある小さな文字をきちんと読み、公正な調査によるものかどうか、お得な価格には条件がないか等、よく理解した上で購入するようにしてください。

広告の No. 1 表示には、公正な調査（実績調査のように実際に売り上げから導き出す数値や、購入した消費者を対象としたアンケート結果）によるものと、**実際に購入したかどうかを条件にしない、イメージ調査によるものが混在**しています。イメージ調査で導かれた No. 1 には「使ったことがない人の回答」も含まれており、それにも関わらず「満足度 1 位」などと表示されていることがあります。

- 実際に購入した消費者から得るアンケート調査に関しても、商品申込みの段階で「口コミをUPすることを予め約束する」ことで割引などを行う販売手法もあります。口コミ数だけを単純に評価することはできません。
- 私たち消費者は、何かを選ぶ際「No. 1 表示」に引きずられてしまう傾向にあり、そのことが事業者の狙い目であることを意識しなければいけません。

事業者	概要
貴和設備	（水回りメンテナンス事業者） 3月10日にさいたま地方裁判所に対し、インターネット上の広告における表示の停止を求める差止請求訴訟を提起しました。
株ビッグモーター	（車販売・買取事業者） 5月、注文書特約事項のうち「再査定された価格をもって下取価格とされても異議を述べないものとします」との条項は消費者契約法第10条により無効であるとして、使用の停止もしくは適切な条項に修正することを求め、差止請求書を送付しました。
株リアル	（タレント発掘・育成事業者） レッスン規約のうち「入学金を一切返還しない」との一部条項の使用を停止することを求め、1月、差止請求書を送付した結果「該当条項を削除する」との回答と改定後の規約を受領しました。改定後の条項について確認できたため、申入れ活動を終了しました。
LINE株	（電気通信事業者） LINE利用規約の一部条項の使用停止または修正を求めた申入れに対し、回答を受領しました。修正後の利用規約について確認を行っています。

- ❖ 当会では、訴訟提起時および差止請求書の送付時、申入れに対する回答を受領後、ホームページにて内容を公表しています。

【お願い】同様の被害を防ぐために、なくす会への被害情報の提供にご協力をお願いします。詳しくはなくす会のホームページをご確認ください。

会員の皆様、2023年度の会費納入をよろしく申し上げます

2023年度の会費納入のお願いを同封させていただきました。早めの納入にご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、正会員（団体、個人）、賛助会員（団体、個人）としてなくす会の活動を支援いただける団体、個人の方がいらっしゃいましたら、是非ご紹介ください！

《お詫び》 昨年度、インターネット収納サービスでの納入について記載いたしましたが、準備が進んでおりません。今まで通り、振込での納入にご協力をお願いいたします

年会費 団体正会員：101万円 個人正会員：103千円
 団体賛助会員：103千円 個人賛助会員：10千円
 振込先 埼玉りそな銀行 浦和中央支店 普通 No.5098908
 特非) 埼玉消費者被害をなくす会



トラブルに遭遇してしまったら、消費生活支援センターや市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を！

- ◆ 埼玉県消費生活支援センター（彩の国くらしプラザ内） TEL048-261-0999
- ◆ 全国共通 消費者ホットライン TEL188（いやや!）（お住まいの市町村相談窓口につながります）